

6月1日から「純チタン2種」が保険適用されました

6月1日からの純チタン2種の保険適用および新しく導入された「随時改定II」に基づく7月1日の金パラ点数改定について5月29日、告示・通知が発出されました。

今回は、純チタン2種について算定できる点数の概要についてお知らせいたします。

次回に7月1日から適用の金パラ改定についてはお知らせいたします。ご了承ください。

①純チタン2種による大臼歯歯冠修復

算定区分	M010 金属歯冠修復（1個につき）
留意事項	純チタン2種の全部金属冠により大臼歯の歯冠修復を行った場合は、区分番号「M015-2」に掲げるCAD/CAM冠（ 1,200点 ）に準じて算定する。
特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項	II（算定方法告示 別表第二 歯科報酬点数表に関する事項） 4（歯冠修復および欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取り扱い） 059 純チタン2種 全部金属冠による歯冠修復を目的として大臼歯に使用した場合に限り算定できる。
特定保険医療材料（使用歯科材料）	M010 金属歯冠修復（1個につき） 5 純チタン2種 66点
特定保険医療材料の定義	041 純チタン2種 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は承認上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用チタン合金」であること。 (2) JIS H4650 第2種に適合するものであること。 (3) 大臼歯の全部金属冠による歯冠修復に用いるものであること。
レセプト記載要領	「歯冠修復及び欠損補綴」欄 純チタン2種による金属冠は、「 チタン冠 」と表示し、「 点数及び回数 」を記載する。

②純チタン2種の全部金属冠の除去

算定区分	I019 歯冠修復物又は補綴物の除去（1歯につき）
留意事項	(5)に関わらず、純チタン2種の全部金属冠の除去については、「3 著しく困難なもの（ 70点 ）」により算定する。 【参考】(5)「2 困難なもの」の「困難なもの」とは、全部金属冠、5分の4冠、4分の3冠、レジ前装金属冠又は当該歯が急性の歯髄炎又は根尖性歯周炎に罹患している場合であって、患者が苦痛を訴えるため除去が困難な金属歯冠修復物の除去をいう。

7月1日「金パラ」点数改定については次回お知らせいたします